エンジェル税制の拡充

<改正のポイント>

1.趣旨·背景

スタートアップの育成は、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を 秘めていることから、政府により、2022(令和4)年をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの 投資額の5年10倍増など目標を達成すべく『スタートアップ育成5か年計画』が策定された。その計画の中で、 スタートアップへの資金供給のための再投資を促す優遇税制を整備することが盛り込まれており、今日まで 株式譲渡益の課税の繰り延べや非課税措置などさまざまな税制上の優遇措置が整備されてきた。

2025(令和7)年改正においては、本制度の課題である株式譲渡益の発生した年にスタートアップへの投資を行う必要がある点について、個人からのスタートアップへの再投資をより促進するために再投資期間が延長されるとともに、非課税措置については税制趣旨に沿わない利用の発生を防止する観点から一定の制限を設ける。

2.内容

(1)繰戻し還付制度の創設

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例について繰戻し還付制度を創設し、 再投資期間を株式譲渡益発生年の翌年末まで(最大2年)とする。

居住者等が、特定株式等※1を払込みにより取得した場合に、その取得をした年において生じた特定株式控除未済額※2があるときは、所轄税務署長に対し、その取得した年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができる※4。

- ※1 特定中小会社が発行した株式、特定株式会社が設立の際に発行する株式及びその他の一定の株式をいう。
- ※2 その年中の一定の特定株式等の取得価額(※3)から一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額を差し引いた金額とする。

<改正のポイント>

- ※3 特定株式等の取得価額は、20億円を超える場合には、20億円とする(プレシード・シード特例及び起業特例に限る。)。
- ※4 居住者等は、特定株式等を払込みにより取得をする見込みである旨その他事項を記載した書類を添付して、投資年の前年分の確定申告書を提出期限 までに提出している等の要件を満たす必要がある。
- (2)投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(優遇措置B以外の取得価額の調整)

居住者等が、特定株式等を払込みにより取得した年の翌年に、特定株式等を譲渡した場合は、譲渡所得の計算における取得価額が調整される。

<譲渡所得の計算式>

特定株式等の譲渡収入一(特定株式等の取得価額※1-本税制の適用を受けた金額※2※3)

- ※1.2 20億円を超える場合には、20億円とする。
- ※3 改正前のプレシード・シード特例(又は起業特例)の適用額と、改正後のプレシード・シード特例(又は起業特例)の繰戻し還付の適用額の合計額とする。

3.適用時期

2026(令和8)年1月1日以後の特定株式等の取得に適用

4.影響

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例の再投資期間が最大2年に延長することにより、個人投資家の更なる利用が拡大されることが期待される。

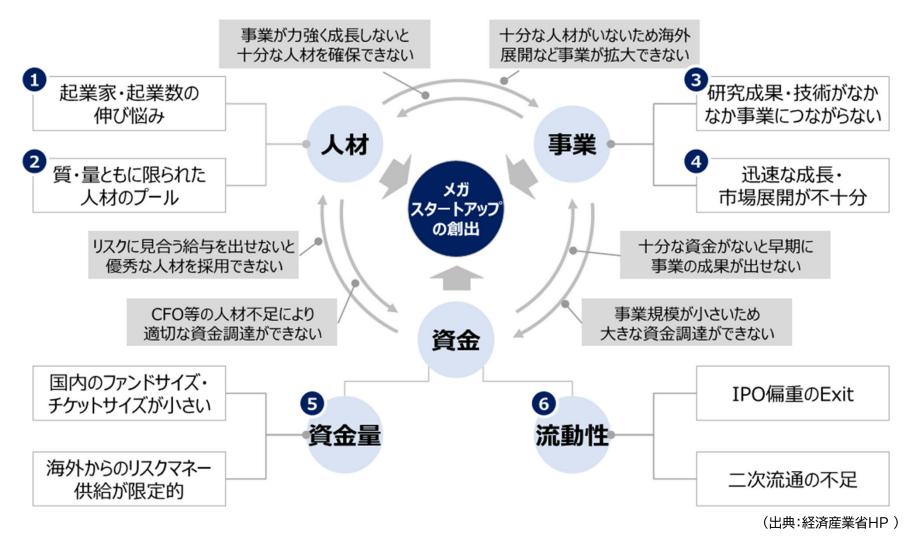
<改正のポイント>

5.実務のポイント

特定株式等の取得について繰戻し還付制度を適用するには、取得の前年の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要があるため、適用初年度である2026(令和8)年中に取得した特定株式等についても同様に取得の前年である2025(令和7)年分の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要がある。

(1)スタートアップ・エコシステムの課題

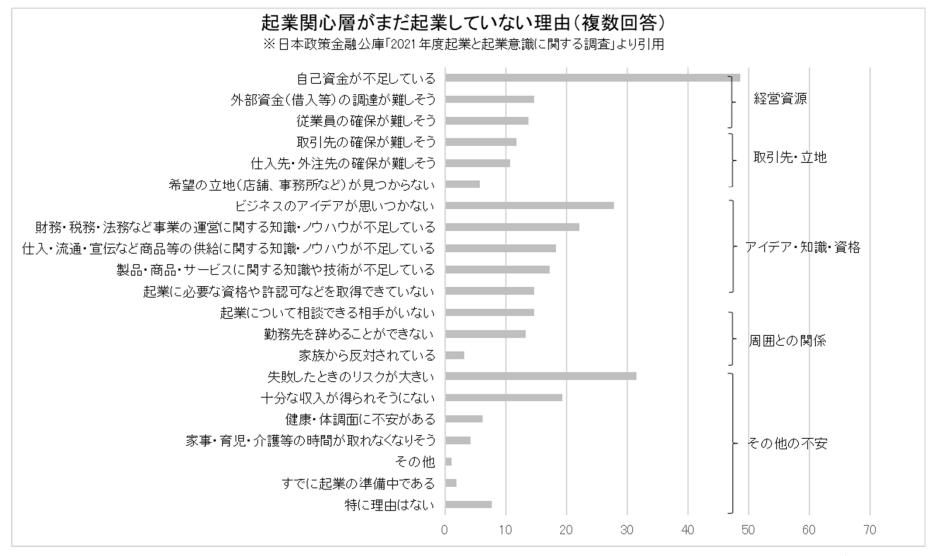
- •我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互 に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。
- •エンジェル税制は『資金面』の課題解決を目的とする。



(所得税:エンジェル税制の拡充)

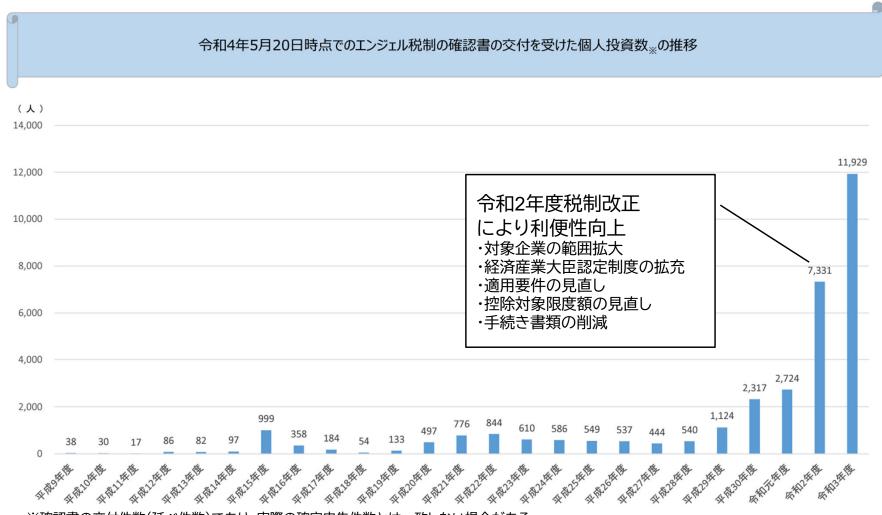
(2)起業が進まない理由

- ・起業関心層がまだ起業していない理由としては、「自己資金が不足している」との理由をあげる者が最多 (48.6%)
- ・起業が失敗した時のリスクを懸念する声も多い(40.4%)



(3)エンジェル税制の確認書の交付件数

制度創設以来、あまり活用が進まなかったエンジェル税制だが、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで、大幅に利便性が向上した。



※確認書の交付件数(延べ件数)であり、実際の確定申告件数とは一致しない場合がある。

※過年度申請が行われた場合、上記数値は変動する可能性がある。

(出典:中小企業庁HP)

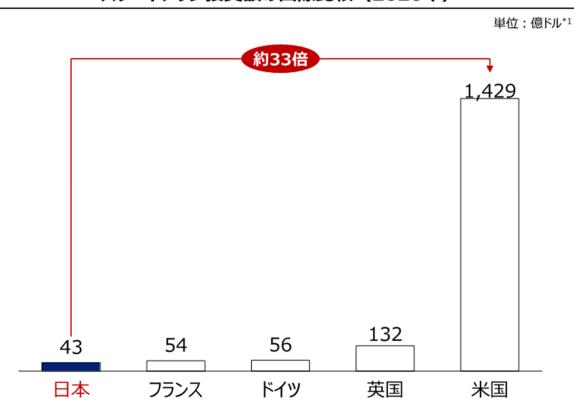
(所得税:エンジェル税制の拡充)

(4) 我が国のスタートアップ投資の状況

スタートアップへの投資金額は、米国と比べ大きな差が存在する。

スタートアップの急激な成長を支えるためには、リスクマネー供給を拡大する必要がある。

スタートアップ投資額の国際比較(2020年)



*1:1ドル=106.8円で換算

出所: CB Insights 「State of Venture」

(出典:経済産業省HP)

(1)優遇措置の概要

本制度の対象となる未上場スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、①投資時点(所得税のみ)及び②株式売却時点(所得税及び住民税)の各段階において課税の特例が設けられている。

今年度改正により、優遇措置B、プレシード・シード特例及び起業特例について、譲渡益発生年に遡って投資する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を最大2年に延長する。 改正 他方、再投資非課税措置(20億円を限度)については、特定株式等を取得した年の翌年末までに特定株式等を譲渡した場合には課税を行う。

	① 投資時点									
性 特例対象企業				才象企業	特例内容					
	種類	質	設立年数	外部資本比率	控除方法	控除対象	控除上限			
	優遇措置A	課	- 	1/6以上	その年の総所得金	対象企業への投資	総所得金額×40%			
エンジェル税制	優遇措置A-2	課 5年未満 1/20以上 4/20以上		1/20以上	額から控除 (寄付金控除)	額全額-2,000円	と800万円のいず れか低い方			
ーエル	<u>優遇措置B</u>	延	10年未満	1/6以上	・その年の他の株	対象企業への投資				
税 制 	プレシード・シード特例	非課税※	 5年 未 満 	1/20以上	式譲渡益から控除 改正 ・ その前年の他の	額全額(一定のストッ ク・オプションの取得に 要した金額を含む)	上限なし※			
起	<u>業特例</u>	· 柷 ※	1年未満	1/100以上	株式譲渡益から控 除(繰戻し還付)	設立時の出資額全 額(自己資金)				

※ 非課税となるのは出資額20億円までで、それを超える分は課税繰延(詳細は次頁【取得費の取り扱い(取得費控除)】参照)。

	② 株式売却時点(損益通算・繰越控除)
売却損の場合※	特定株式等の譲渡損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)し、控除しきれない金額は3年間の繰越控除

[※] 対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値が失われた場合を含む。

【取得費の取り扱い(取得費控除)】

優遇措置の適用を受けた株式を売却した場合には、特例の種類に応じて、対象企業の株式の取得価額を 圧縮する。

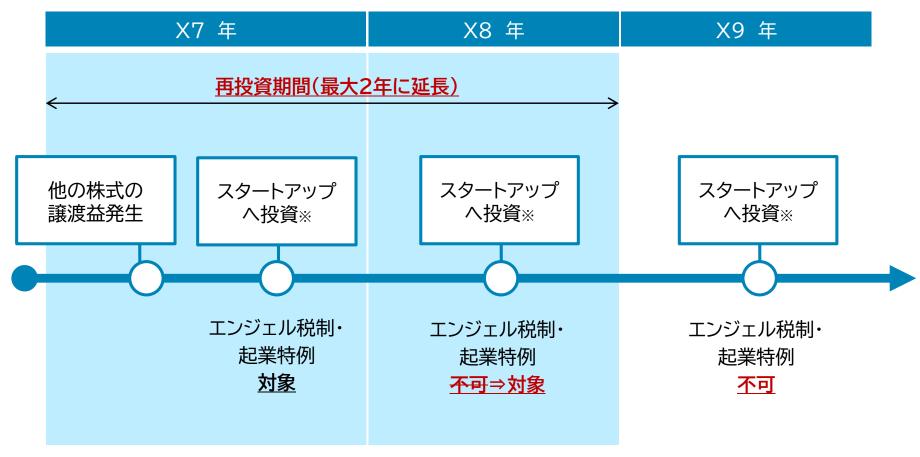
プレシード・シード特例及び起業特例については、特定株式等を払込みにより取得した年の翌年に特定株式等を譲渡した場合は、譲渡所得の計算における取得価額が調整される。 改正

		③ 株式売却時点(取得費の取り扱い)
	種類	内容
	優遇措置A	取得圧短 (社会会学、の状态短(000下四を限度とせて) 0,000円)
_	優遇措置A-2	取得価額 - (対象企業への投資額(800万円を限度とする。) - 2,000円)
エンジ	<u>優遇措置B</u>	取得価額-(優遇措置Bの適用額+ <u>改正後の優遇措置Bの繰戻し還付適用額</u>)
エル税制	プレシード・ シード特例	①投資年の翌々年以降に特定株式等を譲渡した場合取得価額 – プレシード・シード特例の適用額と改正後のプレシード・シード特例の適用額の合計額のうち、20億円を超える金額 ②投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(取得価額の調整) 上記① – (プレシード・シード特例の適用額+改正後のプレシード・シード特例の繰戻し還付の適用額※1)※2
起業特例		①投資年の翌々年以降に特定株式等を譲渡した場合 取得価額 - 起業特例の適用額と改正後の企業特例の繰戻し還付の適用額の合計額のうち、20億円を超える金額 ②投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合(取得価額の調整) 上記① - (起業特例の適用額+改正後の起業特例の繰戻し還付の適用額※1)※2

- (※1) 適用特定株式控除未済額
- (※2) 20億円を超える場合は、20億円とする。

(2)投資のタイミング

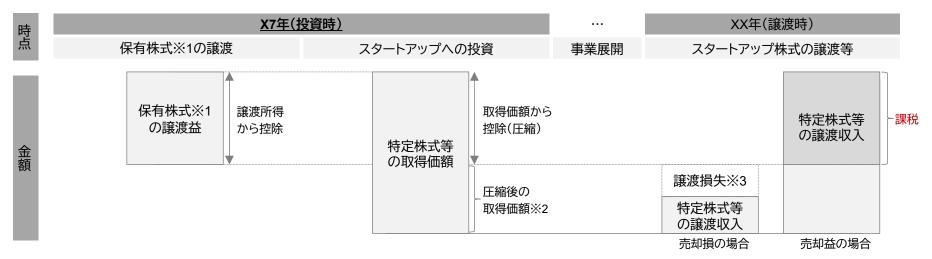
優遇措置B、プレシード・シード特例、起業特例は、<u>株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要があった</u>。 今年度改正により、<u>株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提</u>とし、株式譲渡益の発生した年の<u>翌年中に投資を行った場合</u>も対象となる。



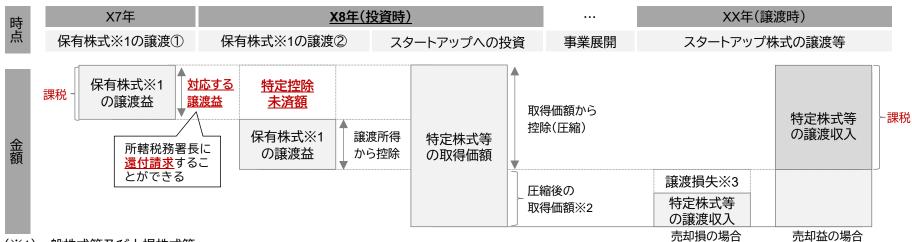
※ 起業特例の場合は、会社設立の日

【図解】 優遇措置B(譲渡所得の特例) (課税繰延)

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



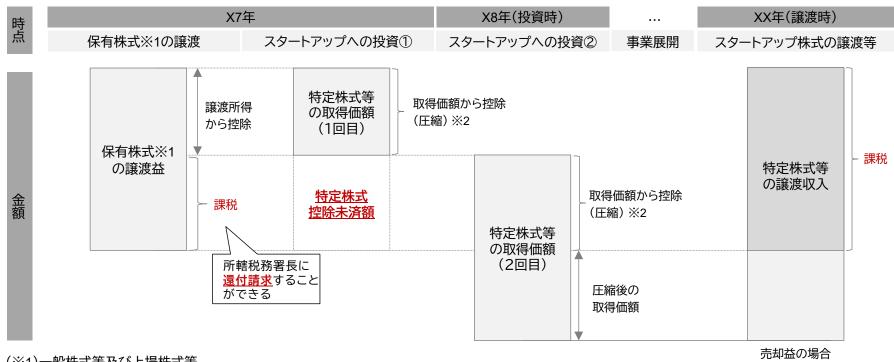
(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



- (※1)一般株式等及び上場株式等
- (※2)譲渡所得から控除した金額を取得価額から控除(課税繰延)
- (※3)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。 なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

【図解】 優遇措置B (譲渡所得の特例) (課税繰延)

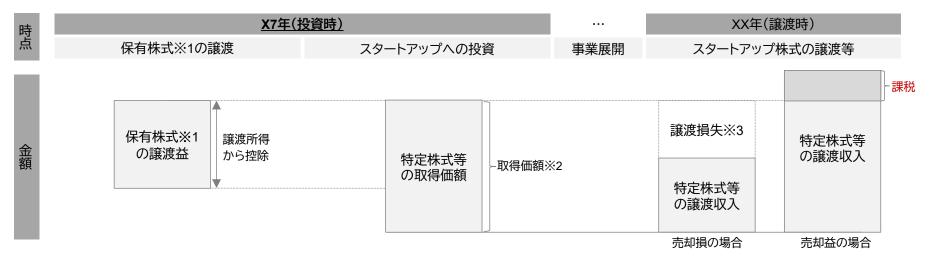
(ハ)改正後:株式譲渡益が発生した年と翌年に特定株式等を2回取得した場合



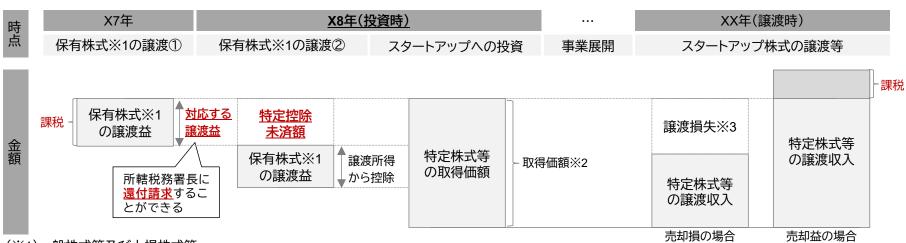
- (※1)一般株式等及び上場株式等
- (※2)譲渡所得から控除した金額を取得価額から控除(課税繰延)

【図解】プレシード・シード特例・起業特例保有株式の譲渡益が20億円以下(20億円まで非課税)

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



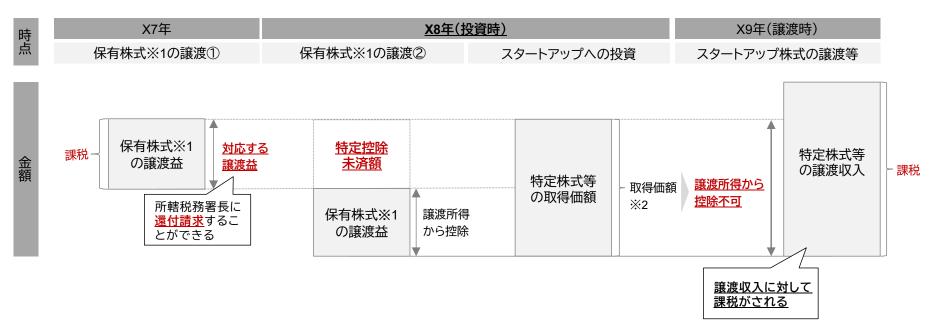
(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



- (※1)一般株式等及び上場株式等
- (※2)譲渡所得から控除した金額が、スタートアップ企業株式の取得価額が20億円以下の場合は、取得価額の調整は行わない。
- (※3)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。 なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

【図解】プレシード・シード特例・起業特例保有株式の譲渡益が20億円以下(20億円まで非課税)

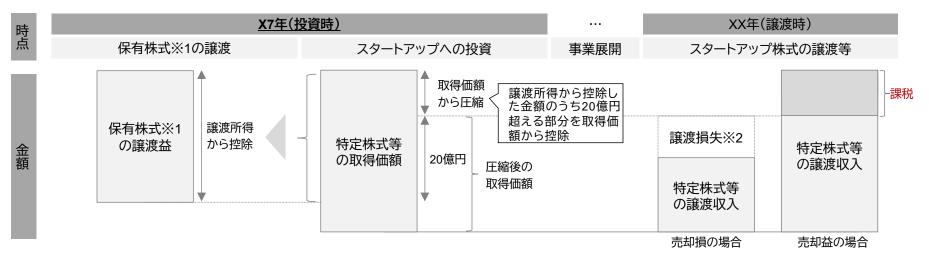
(ハ)改正後:特定株式等の取得の翌年に売却したの場合



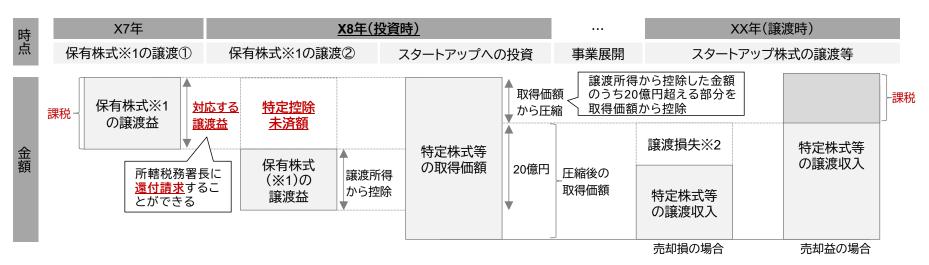
- (※1)一般株式等及び上場株式等
- (※2)譲渡所得から控除した金額が、スタートアップ企業株式の取得価額が20億円以下の場合は、取得価額の調整は行わない。

【図解】プレシード・シード特例・起業特例保有株式の譲渡益が20億円超(20億円まで非課税)

(イ)改正前:株式譲渡益が発生した年に特定株式等を取得



(ロ)改正後:株式譲渡益が発生した翌年に特定株式等を取得



- (※1)一般株式等及び上場株式等
- (※2)その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、控除しきれない金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。 なお、控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間損失を繰り越すことができる。

(4)特例の対象となる主な会社

エンジェル税制の対象となるスタートアップ企業は、次に掲げる法律に規定する一定の法人をいう。

++++hn >+	優遇措置の種類							
根拠法	A. A-2	B、プレシード・シード	起業					
イ 中小企業等経営強化法第6条	0	0	0					
口 中小企業基本法第2条第1項各号	0	0	_					
ハ 沖縄振興特別措置法第57条の2第1項	0	0	_					
二 国家戦略特別区域法第27条の5	0	_	_					
ホ 地域再生法第16条	0	_	_					

[※] 上記ハを「経済金融活性化特区版エンジェル税制」、二を「国家戦略特区版エンジェル税制」、ホを「小さな拠点税制」と呼ぶこともある。

(5)期限の延長

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項について、特例期間が2年間延長される

+⊟+bn >+	特例期間						
l 根拠法 L	改正前	改正後					
イ 中小企業等経営強化法第6条	期限の定めなし	期限の定めなし					
□ 中小企業基本法第2条第1項各号	期限の定めなし	期限の定めなし					
ハ 沖縄振興特別措置法第57条の2第1項	令和7年3月31日までに指定	令和9年3月31日までに指定					
二 国家戦略特別区域法第27条の5	令和8年3月31日までに発行	令和8年3月31日までに発行					
ホ 地域再生法第16条	令和8年3月31日までに発行	令和8年3月31日までに発行					

3. 適用時期

2026(令和8)年1月1日以後の特定株式等の取得に適用。

4.影響

エンジェル税制(優遇措置B及びプレシード・シード特例)及び起業特例の再投資期間が最大2年に延長することにより、個人投資家の更なる利用が拡大されることが期待される。

5.実務のポイント

特定株式等の取得について繰戻し還付制度を適用するには、取得の前年の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要があるため、適用初年度である2026(令和8)年中に取得した特定株式等についても同様に取得の前年である2025(令和7)年分の所得税確定申告書に一定の書類を添付して提出する必要がある。

(参考)適用要件の概要

(1)適用要件

特例を受けるためには、個人投資家による資金の払込期日時点※において、①スタートアップ要件(企業側)と②個人投資家要件(起業特例の場合は起業家要件)を満たす必要がある。

※起業特例の場合、又は、起業特例の要件を満たすことを以て優遇措置Bの適用を受ける場合は、設立年又は投資年の12月31日時点

	エンジェル税制									
			優遇措置A	優遇措置A-2	優遇措置B	プレシード・シード特例	起業特例※5			
	I	設立年数	5年	未満	10年未満	5年未満	1年未満			
①スタ	п	新規性要件	設立経過年数(事業年	年度)毎の要件を充足	すること→次頁以降を	参照				
	ш	外部資本比率※1	1/6以上	1/6以上 1/20以上 1/6以上 1/20以上						
アップ	IV	法人グループ	大規模法人グループ※2の所有に属さないこと※3							
 	v	未上場	未登録・未上場の株式	未登録・未上場の株式会社であること						
	VI	業種	風俗営業等に該当す	風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと						
2	I	同族要件	同族会社である場合、一定の株主グループ※4に属していないこと なし							
②個人要件	п	特定事業主以外	自ら営んでいた事業の全部を承継させた個人(特定事業主)及びその親族等でないこと							
数 件 	Ш	株式取得方法	金銭による払い込み	発起人として設立 時に金銭の払込み						

- (※1)外部資本比率は、外部(特定の株主グループ以外)から取り入れる投資割合を指す。なお、特定の株主グループとは、発行済株式総数の30%以上を保有している株主グループ(個人とその親族等)を指す。
- (※2)大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人を指す。
- (※3)発行済株式総数の1/2超を1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式総数の2/3以上を複数の大規模法人グループに保有されていないことをいう。
- (※4)持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループ
- (※5)起業特例の場合、上記の他、「新設合併又は新設分割により設立された会社でないこと、及び他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていない こと」という要件を充足する必要がある。

(参考)新規性要件の概要

事前確認時(起業特例は確認申請時)の必要書類は新規性要件の該当状況によって異なる。

	優遇措置A、A-2	優遇措置B						
設立経過年数	要件		設立経過年数	要件				
1年未満(最初 の事業年度未 経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が 2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	а	1年未満(最初 の事業年度未 経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2 人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	е			
	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が 2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	b	 1年未満(最初 の事業年度経	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2 人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	f			
1年未満(最初 の事業年度経 12000000000000000000000000000000000000	で、直前期までの営業キャッシュ・フローが 赤字 		0) 事業年 及胜 過)※ 	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を 含む、以下同じ)が収入金額の3%超	g			
過)※	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用 ※4を含む、以下同じ)が収入金額の5%超で 直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字	С	1年以上~	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役 員・従業員の10%以上	f			
			2年未満	試験研究費等が収入金額の3%超				
	勤の役員・従業員の10%以上で、直前期まで の営業キャッシュ・フローが赤字			売上高成長率が25%超				
 1年以上~	試験研究費等が収入金額の5%超で直前期		2年以上~	試験研究費等 が収入金額の3%超				
2年未満	試験研究員等が収入金額の3%起で直削期 までの営業キャッシュ・フローが赤字		5年未満	売上高成長率が25%超				
	売上高成長率が25%超で直前期までの営業 キャッシュ・フローが赤字	d	5年以上~ 10年未満	試験研究費等が収入金額の5%超	i			
試験研究費等が収入金額の5%超で直前期 2年以上~ までの営業キャッシュ・フローが赤字			【用語の意義】※次頁において同じ ・研究者:特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行					
3年未満 売上高成長率が25%超で直前期までの営業 キャッシュ・フローが赤字		d	う者で、試験研究費等に含まれる支出がなされる者 ・新事業活動従事者:新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や、新規製品 やケービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査					
3年以上~ 5年未満	試験研究費等が収入金額の5%超で直前期 までの営業キャッシュ・フローが赤字	С	の企画を行う者 ・宣伝費、マーケティング費用:新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、技術 の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用					

[※] 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、売上高成長率要件でも確認を受けることが可能。

(出典:経済産業省「エンジェル税制申請ガイドライン」)

(参考)新規性要件の概要

	プレシード・シード特例								
=□·六·⟨又`□·仁米h		要件							
設立経過年数 	①優遇措置Bの要件	②上乗せ要件							
1年未満(最初の事 業年度未経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人 以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上	事業の将来における成長発展に向けた事業計画(試験研究費等の対出資金額比率が30%超の見込み)を有する	j						
1年未満(最初の事	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人 以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上		k						
業年度経過)※	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む、以下同じ)が収入金額の3%超	(1)各事業年度の売上高が0の場合 各事業年度の営業損益が0未満							
1年以上~	新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従 業員の10%以上	(2)各事業年度のいずれかにおける売上高が0では ない場合 ①各事業年度の営業損益が0未満 かつ							
2年未満	試験研究費等が収入金額の3%超								
	売上高成長率が25%超								
2年以上~	試験研究費等 が収入金額の3%超	②試験研究費等の対出資金額比率が30%超							
	売上高成長率が25%超		m						
	起業特例								
設立経過年数									
1年未満(最初の事 業年度未経過)	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以 成長発展に向けた事業計画(販管費等の対出資金額	=:0 = 1/03300 VSS VESION (0.00) (== 0.01) 0.01	n						
1年未満(最初の事	常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が2人以 資金額比率が30%超	上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、販管費等の対出	0						
業年度経過)※	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む) 超	が収入金額の3%超で販管費等の対出資金額比率が30%	p						

[※] 設立経過年数が1年未満であっても、第2期の事業年度を経過している場合は、売上高成長率要件でも確認を受けることが可能。

(出典:経済産業省「エンジェル税制申請ガイドライン」「起業特例申請ガイドライン」) Copyright 2025 Yamada Group All Rights Reserved.

(参考)確認手続き時の主な必要書類

事前確認手続き時(起業特例は確認申請時):新規性要件の該当状況ごとの主な必要書類

必要書類		優遇措置A、A-2			優遇措置B					プレシード・シード				起業		
		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		m	n	0	р
確認申請書、登記事項証明書(原本)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
申請日における株主名簿、常時使用す る従業員数を証する書面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
申請年度の前年度のB/S・P/L		- 0 0 0						-	0	0						
申請年度の前々年度のB/S・P/L		_	_		_	_	_	0	_	_						
設立後から申請年度の前々々年度ま でのB/S・P/L					_	_	_	※ 2	1						※ 3	
設立後の各事業年度におけるB/S・P/L 及びキャッシュ・フロー計算書※1	_	0	0	0			_			0	0	0	0		_	
研究者・新規事業活動従事者の略歴、 担当業務内容	0	0	_	_	0	0		_		0	0	_		0	0	
事業計画書	0	_	_	_						0	ı	_	-	0	_	ı
法人設立届出書	0	_	_	_		_			_	_	·		_			

- ※1 キャッシュ・フロー計算書が必要なのは、優遇措置A、A-2 のみ。営業活動によるキャッシュ・フロー計算書のみの提出でも可
- ※2 売上成長率を「第1期から基準事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する場合のみ
- ※3 売上高成長率の要件について確認を受ける場合のみ

投資後(起業特例は確認申請時):都道府県等へ提出する主な必要書類

	必要書類
	確認申請書※、都道府県から交付された事前確認書※、特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書※
エンジェル	株式の発行を決議した株主総会議事録等、個人が取得した株式についての株式申込証
	払込があったことを証する書面、登記事項証明書、投資契約書、払込日時点の株主名簿
起業	原紙定款、設立時発行株式に関する発起人の同意書、株式の管理に係る契約書

※ 事前確認制度を利用した場合のみ

(出典:経済産業省「エンジェル税制申請ガイドライン」「起業特例申請ガイドライン」) (所得税:エンジェル税制の拡充)